

サブカテゴリー解説 (学童クラブ)

サブカテゴリー1. サービス情報の提供

評価項目

6-1-1 子どもや保護者等に対してサービスの情報を提供している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、学童クラブが子どもや保護者等（今後サービスを利用する可能性のある都民を含む）に対して、いかにサービス内容に関わる情報を提供しているのかということを評価する項目です。

情報の非対称性という言葉で説明されるように、一般的に福祉サービスの利用者は、情報が少なく、不利な立場に置かれがちですが、利用者と事業者の対等な関係のもとに構築される福祉サービスによって、利用者に対する情報提供は大きな意味をもっています。

学童クラブの利用にあたっては、一般的に選択肢が居住する地域内の学童クラブに限られるなど、任意に事業者を選択することができる状況にあるとは限らない場合もあるため、子どもや保護者等に対して情報提供や案内を積極的に実施していこうとする学童クラブは少数かもしれませんが、学童クラブとしての組織の透明性や信頼性を高めていくためにも重視される項目といえます。

またここでは、子どもや保護者等に対してだけではなく、サービス選択のための情報提供や相談業務にあたる関係機関等への情報提供や説明も含んでいます。

■評価項目6-1-1

「子どもや保護者等に対してサービスの情報を提供している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、学童クラブの利用を希望している子どもや保護者等に対して、提供するサービスを利用するための事前情報として、どのような内容を、どのように提供しているのか、また、子どもや保護者等のニーズや状況等を考慮した情報提供を行っているかということの評価します。

パンフレットやホームページの存在自体が評価項目のねらいではなく、利用を希望する子どもや保護者等の状況や情報活用方法を念頭におき、提供内容や媒体（方法）を工夫し、わかりやすいものになっているかということについて評価します。

さらに問い合わせや見学等により、実際のサービスがどのように行われているのか等、子どもや保護者等が必要とする情報について具体的に情報提供しているのかということについても評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 子どもや保護者が入手できる媒体で、事業所の情報を提供している	・学童クラブが提供するサービスの『利用希望者等の状況を考慮』し、『その人にとって必要な情報』を『入手しやすい媒体（方法）で提供しているか』を確認する。
□2. 子どもや保護者の特性を考慮し、提供する情報の表記や内容をわかりやすいものにしている	・学童クラブが提供するサービスの『利用希望者等の特性を考慮』し、『状況にあった情報内容や表記を工夫しているか』を確認する。
□3. 事業所の情報を、行政や保育所、幼稚園等に提供している	・学童クラブが提供するサービスの『利用希望者等の情報入手ルートや実態を考慮』し、その『状況にあった関係機関等への情報提供を行っているか』を確認する。
□4. 子どもや保護者の問い合わせや見学等の要望があった場合には、個別の状況に応じて対応している	・この項目で示す「個別の状況」とは、見学者の希望（時間帯や知りたい内容）についてだけではなく、現在サービスを利用している子どもや学童クラブのその時々状況を指している。 ・学童クラブが提供するサービスについて、『利用希望者等の状況を考慮』し、『利用希望者等の視点に立った対応をしているか』を確認する。

【 留意点 】

- 効果的な情報提供の方法の一つとして、サービスを利用している子どもや保護者の紹介記事や写真掲載、ビデオ等の作成はリアリティもあり、有効な手段となる可能性があります。その場合には、被写体となる子どもや保護者のプライバシー保護などの配慮も重要となります。また、子どもの写真を掲載する場合は、肖像権への配慮が必要です。
- 障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）が学童クラブを利用できることについての周知（利用機会の周知）に際しては、学童クラブにおける受入れ体制や利用方法等について、適切に情報を発信することが大切です。
- 次年度に入学予定の子どもがいる家庭のためには、毎年秋から冬にかけて行われる学校の入学説

明会や就学時健康診断で案内を配布するなどして、情報を入手しやすいよう工夫しているかということに着目します。なお、区市町村が民間に運営を委託している学童クラブは、子どもや保護者、保育所、幼稚園等への情報提供を区市町村が実施している場合もあります。

- 見学の他にも、体験入所に対応している学童クラブもあります。

サブカテゴリー2. サービスの開始・終了時の対応

評価項目

- 6-2-1 サービスの開始にあたり子どもや保護者に説明し、理解を得ている
- 6-2-2 サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている

【 解説 】

このサブカテゴリーは、サービスの「利用開始当初」や「終了時」の子どもや保護者に対して、学童クラブがどのような対応をしているのかということの評価する項目です。

福祉サービスにはさまざまな形態がありますが、いずれの場合でも、利用に際して、子どもや保護者に対する十分な説明と子どもや保護者の理解を得ることが重要になります。

特にサービスの開始時には、環境の変化による子どもへの影響が予測されることから、その点についてのきめ細かい対応も求められます。

また、さまざまな理由によるサービスの終了時においても、関係機関との連携等を通じて、子どもの生活の連続性に配慮した対応をしているかどうか問われます。

■評価項目6-2-1

「サービスの開始にあたり子どもや保護者に説明し、理解を得ている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービスの利用開始当初の子どもや保護者に対して、どのようにサービス内容を伝え、説明し、理解を得ているのかということを評価します。

情報の説明にあたっては、周知すべき重要事項が精査されたうえで、一人ひとりの子どもや保護者の状況に配慮した対応をしているか、また判断能力が十分でない（あるいは日本語が母国語でない）子どもや保護者に対する説明や理解を得ることに努めているかということについても視野に入れる必要があります。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.サービスの開始にあたり、基本的ルール、重要事項等を子どもや保護者の状況に応じて説明している	・ サービス開始時の子どもや保護者に対し、『説明会を実施するなど』『基本的ルール、重要事項等の説明方法を工夫しているか』を確認する。
□2.サービス内容や利用者負担金等について、子どもや保護者の理解を得るようにしている	・ サービス開始時の子どもや保護者に対し、『学童クラブが提供するサービス内容や利用料金等に関する情報』を『組織としてどのように伝達することが重要と考えているか』、単に説明をするのみでなく、『子どもや保護者の理解を得るための手段を講じ』、『実施しているか』を確認する。
□3.サービスに関する説明の際に、子どもや保護者の意向を確認し、記録化している	・ サービス開始時の子どもや保護者に対し、『学童クラブが定めているルール・重要事項等に対する保護者等の意見・要望・質問等』を『どのような方法で把握』し、『その情報を記録しているか』を確認する。 ・ 利用の申請があった子どもの状況を正確に把握するため、情報収集にあたっては、『保護者に情報収集の意義・目的について説明しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 重要事項等については、社会福祉法等で定められている書面等の内容に限定して考える必要はありません。
- 学童クラブが、独自に実施しているわかりやすい情報提供の内容及び方法の工夫を評価することが必要です。
- 学童クラブ利用開始時には、子どもに対して学童クラブでの生活やルールなどを子どもが理解できるように丁寧に説明し、理解を得ることが重要です。
- 判断能力が十分でない、あるいは日本語が母国語でない子どもや保護者の場合、十分な理解を得ることは難しい場合もありますが、サービスの内容やルール等を一人ひとりの子どもや保護者の状況に応じて、わかりやすく伝えることが求められます。

■評価項目6-2-2

「サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービス利用開始当初の環境の変化などにより、子どもが心身に受ける影響を緩和するための支援や子どもが新たな環境に馴染めるような配慮等を評価します。

また、学童クラブの変更も含め、子どもや保護者がサービスを終了する場合の不安を軽減することができるような取り組みも大切です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.サービス開始時に、子どもの援助に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している	・『サービスを開始する際に必要な一人ひとりの子どもの個別事情や保護者の要望』を、『学童クラブが定めた一定の様式を使用』し、『記録』し、『把握しているか』を確認する。
□2.利用開始直後には、子どもの不安やストレスが軽減されるように配慮している	・サービス利用開始直後の子どもが感じる不安やストレスは一人ひとり異なり、その対応も個別に行うことが求められる。 ・『利用開始直後の子どもの不安やストレスへの対応』として、『不安やストレスの把握の方法や工夫』と、『それぞれの状況に合った対応をどのように行っているか』を確認する。
□3. サービス利用前の生活をふまえた支援を行っている	・新1年生については、保育所等卒園後、学童クラブに入所するまでの間に空白期間が生じることのないよう、4月1日から学童クラブで受入れを可能としているかなど、サービス利用開始前に、『子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び学童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換』し、『支援を行っているか』を確認する。
□4. 障害のある子ども(発達面で特に配慮が必要な子どもを含む)の受入れに向けた配慮及び環境整備を行っている	・障害のある子ども(発達面で特に配慮が必要な子どもを含む)の受入れにおいて(障害)特性をきちんと把握したうえで、『どのような配慮が必要か保護者と話し合い』、『学童クラブとしてどのような配慮を行うかを決めているか』を確認する。
□5.サービスの終了時には、子どもや保護者の不安を軽減し、生活の連続性に配慮した支援を行っている	・学童クラブを退所した後も放課後の生活において何らかの支援を必要とする場合には、『その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮』し、『どのような対応が行われているか』を確認する。

【 留意点 】

- 環境の大きな変化が子どもの情緒や健康状態に影響を及ぼす場合があるため、新1年生については特に配慮することが大切です。
- サービス提供に必要な子どもに関する個別情報の収集は、「サブカテゴリー5. プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重」との関連を考慮し、実施する必要があります。

- 項目4の「発達面で特に配慮が必要な子ども」とは、障害と診断されていない場合や、手帳を持っていない場合であっても、発達面等で固有の援助を必要とする子どもをいいます。（親が子どもの特性を認知していない場合も含みます。）
- 項目4の「環境整備」とは、個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、不特定多数の障害者を主な対象として行う事前の改善措置のことをいい、設備面（ハード面）だけでなく、職員研修やマニュアル整備も含まれます。「受け入れに向けた配慮」とは、障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）の状況に応じて適切なアセスメントや、保護者との話し合いを行ったうえで、個別に実施される合理的配慮のことをいい、一般的なバリアフリーの「環境整備」とは異なります。

「受け入れに向けた配慮（合理的配慮）」について話し合い、解決に至らなくてもお互いに障壁（バリア）の解消に向けて努力をするということが重要です。

【「環境の整備」と「受け入れに向けた配慮（合理的配慮の提供）」の違いにかかる具体例】

（環境整備の例）

- ・車いす等での利用を想定し、あらかじめ携帯スロープを購入する
- ・個々のスペースを確保できるようついたてを購入する
- ・障害についての職員研修を実施する

（受け入れに向けた配慮（合理的配慮）の例）

- ・個別の状況に応じて、段差に携帯スロープをかける
- ・個別の状況に応じて、一人になって気持ちを落ち着かせられる場所を用意する
- ・個別の状況に応じて、個別対応職員を配置する

- 退所した後も放課後の生活において何らかの支援を必要とする場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて他機関の紹介等を行い、適切な支援への引継ぎを行うことが大切です。

サブカテゴリー3. 個別状況の記録と計画策定

評価項目

- 6-3-1 子どもの視点に立った育成支援の目標に沿って育成支援の計画を作成している
- 6-3-2 子どもに関する記録を適切に作成する体制を確立している
- 6-3-3 子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している

【 解説 】

このサブカテゴリーは子どもの個別状況をふまえたうえで、育成支援の計画をどのように策定しているのかということの評価します。子どもの発達や保護者の就労の状況等に留意し、子ども一人ひとりに合った援助を提供するためにどのような工夫を施しているのか、子どもに関する情報をどのように記録し、職員間で共有化しているか等、育成支援の計画作成・記録の実施がどのように行われているかということの評価します。

また、子どもの個別状況等によって個別的な計画（個別支援計画）を作成するしくみについても評価します。障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）について、学童クラブとして個別のニーズに応じた丁寧な対応が必要であるという認識に立ち、全体の計画や記録とは別に、個別的な計画や一人ひとりの記録作成をしているかということについて評価します。

■評価項目 6－3－1

「子どもの視点に立った育成支援の目標に沿って育成支援の計画を作成している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、学童クラブの育成支援の目標、計画の作成状況について評価します。

育成支援の目標や計画は、学童クラブを運営するうえでの基本的な考えとなるものであり、運営指針に示されている育成支援の基本に基づいて、子どもの実態、保護者の状況、地域の特性等を踏まえながら、子どもが学童クラブでの生活に見通しをもてるように子どもの視点に立って作成することが必要です。

また、障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）の個別的な計画の作成について、学童クラブとしてどのように体制を整備し、機能させているのかということについて評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 育成支援の計画は、目標に沿って年間を見通して作成している	・育成支援の計画は、『目標に合致した計画となっているか』、『行事も含めた年間の計画が目標に合致しているか』を確認する。
□2. 育成支援の計画は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化に即して、援助の過程を踏まえて作成、見直しをしている	・育成支援の目標や計画作成の過程で、運営指針に示されている育成支援の基本に基づいて『子どもの実態』や『子どもを取り巻く状況（保護者の意向も含む）の変化』、『地域の特性』等を『どのように把握』し『どのように育成支援の計画の作成や見直しをしているか』を確認する。
□3. 障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）に対し、子どもの状況（年齢・発達の状況など）に応じて、個別的な計画の作成、見直しをしている	・『障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）に対し』子ども一人ひとりの状況（年齢、発達の状況など）に応じた個別的な計画を『作成、見直しをするしくみ』をどのように構築しているかを確認する。
4. 育成支援の目標や計画について保護者の理解を得られるように説明している	・保護者が、育成支援の目標や計画を理解してサービス提供を受けるために、『年度初めに保護者に伝える機会を設け、理解を得るようにしているか』を確認する。 ・個別的な計画を作成している場合は、保護者に対する個別対応も確認する。

【 留意点 】

- 育成支援の計画の作成にあたり、子どもの実態や子どもを取り巻く状況（保護者の意向も含む）の変化について把握し、計画にどのように反映させるかなど組織としての基本的姿勢の確保に着目します。
- 子どもに関する記録が、計画作成や見直しにおいて、どのように活用されているのかということについても着目します。
- 月ごとあるいは週ごと等の計画を策定している場合は、子どもの生活や遊び、子ども同士の関わ

り等の状況に応じて柔軟に作成し、必要に応じて見直しているか着目します。

- 運営指針では障害や発達面等で固有の援助を必要としている場合は、子どもの状況に応じた適切な支援を考える必要があるとされています。障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）の援助を計画的に行っていくためには、学童クラブにおいて、一人ひとりについて個別的な計画を作成することが大切です。どのような場合に個別的な計画の作成を行うかということについて、学童クラブとしてどのように考えているか着目します。（例えば、①診断や手帳がある子どもについて作成する。②加配職員を配置している子どもについて作成する。③診断等の有無に限らず固有の援助が必要な子どもについて作成する。④固有の援助を必要とする個々の子どもについて検討し作成を判断する。など）
- 個別的な計画を作成する場合には、学校において作成される個別の教育支援計画（関係機関等の連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画）や個別の指導計画を参考にするなど、保護者や学校と連携し、保護者の同意の下で、情報を得たり、方向性を共有したりしながら進めていくことが求められます。更に、障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）が放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害福祉サービスを利用している場合には、障害児相談支援事業所において障害児支援利用計画が作成されるとともに、放課後等デイサービス事業所等において個別支援計画が作成されており、これらの計画策定の主体とも連携を図っているかということについても着目します。

放課後児童クラブ（※1）運営指針（抜粋）

放課後児童クラブにおける育成支援の基本

（1）放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

（2）保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

（3）放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

（4）放課後児童クラブの社会的責任

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊

重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

- ② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

（※1）放課後児童クラブは、児童福祉法（※2）における「放課後児童健全育成事業」の通称です。東京都では、「東京都学童クラブ事業」として実施していることから、東京都福祉サービス第三者評価では評価対象サービスとして「学童クラブ」と定めています。

（※2）児童福祉法第6条の3第2項

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

■評価項目 6－3－2

「子どもに関する記録を適切に作成する体制を確立している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで、職員が具体的なサービス提供内容や、子どもや保護者の状況の変化等をどのように記録しているか、そのしくみを評価します。

必要な情報が具体的に記載されるために、学童クラブとしてどのように体制を整備し、機能させているのかということについて評価します。

【 標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
□1. 子ども一人ひとりに関する必要な情報を記載するしくみがある	・子ども一人ひとりとの日常的な関わりによって得た情報や変化等、子どもにとって適切なサービスを提供するために『必要な情報を記載するしくみ』が『組織として定められているか』、また『記録内容の的確性や情報の活用状況』を『検証する手段があるか』を確認する。
□2. 育成支援の計画に沿った援助の内容について具体的に記録している	・『子どもの様子や職員の援助状況』などの内容を『具体的に記録化する方策』を『どのように定め』、『記録しているか』を確認する。
□3. 障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）については一人ひとりの子どもの状況や援助の内容を具体的に記録している	・障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）一人ひとりについて『子ども（や保護者）の状態の変化』や『職員の援助状況』などの内容を『具体的に記録化する方策』を『どのように定め』、『記録しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 情報の記録体制の整備にあたっては、「カテゴリー4. リスクマネジメント サブカテゴリー2. 事業所の情報管理を適切に行い活用できるようにしている」や次の評価項目「3. 子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している」との関連を考慮し、実施する必要があります。
- 評価項目の「適切に」とは、援助に必要な記録が過不足なく作成されているかということを指しています。次の評価項目「3. 子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している」のとおり、職員間で記録を共有することを念頭に置いて、ばらつきが生じないように記載の方法を統一することや、記録を所定の場所に整理するなどの工夫が考えられます。
- 障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）の記録については、「Aさんは閉じこもってなかなか出てこなかった。一日落ち着かなかった。」など大まかな記載のみで終わらず、対象となる子どもの個別の状況の変化や、子どもに対する職員の援助を振り返ることができるような記録になっているかということが大切です。

■評価項目6-3-3

「子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで必要な子どもや保護者に関する情報が、職員間(必要な場合は関係機関の職員も含む)でどのように共有化が行われ、活用されているかということを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 育成支援の計画の内容や記録を、職員すべてが共有し、活用している	・『育成支援の計画や子どもの状況などの記録』を、『サービス提供に関係する職員が共有』し、その『情報を活用しながらサービス提供を実施できるしきみを定め』、『実施しているか』を確認する。
□2. 子どもや保護者の状況に変化があった場合の情報について、職員間で申し送り・引継ぎ等を行っている	・『子どもや保護者の状況に変化があった場合の情報』については、『軽微なものを含め的確に把握し、その子どものサービス提供に関係する職員間で共有するためのしきみ』を『組織として定め』、『どのように実施しているか』を確認する。 ・開所時間前、終了後に申し送り・引継ぎ等を実施しているか確認する。
□3. 子ども一人ひとりに対する理解を深めるため、事例を持ち寄る等話し合う機会を設けている	・『子ども一人ひとりに対する理解を深める』ために、『日々の援助において集めた事例を持ち寄る等』『職員同士で話し合う機会』を『組織として定め』、『どのように実施しているか』を確認する。 ・研修や会議等、子ども一人ひとりに対する理解を深め、職員間で共有する取り組み内容について確認する。

【 留意点 】

- 学童クラブでは、放課後児童支援員（有資格者）、補助員、障害児対応職員などの職員が子どもの援助にあたっています。
- 子どもに関する情報の共有化が現実にはどの程度行われ活用されているか、それを確認する手段を有しているかなど、機能性にも着目します。
- 開所時間前には、職員間で当日の取組内容や一日の過ごし方について確認するとともに、子どもの状況（出欠席の予定、前日の出来事の中で共有しておくべき事項等）について共有することが求められます。また、1日の終わりには、短時間でもその日の状況と申し送りの必要な事項等を確認する打合せをすることが必要です。
- 標準項目3の「話し合う機会」とは、例えば、職場内の研修や会議等に、自分たちの援助の振り返りを位置付けながら職員同士が語り合うといったことが考えられます。その際には、経験や立場等に関わらず、それぞれの意見が尊重されることが大切です。計画や記録、個々の自己評価を基にテーマを設定する等進め方を工夫し、できるだけ職員がそれぞれに意見を述べられるよう配慮する必要があります。

サブカテゴリー4. サービスの実施

評価項目

- 6-4-1 子ども一人ひとりの発達の状態に応じて援助している
- 6-4-2 日常の援助を通して、子ども一人ひとりの生活や遊びと集団全体の生活が豊かに展開されるよう工夫している
- 6-4-3 日常の活動に変化と潤いを持たせるよう、行事等を実施している
- 6-4-4 子どもの主体性を尊重し、学童クラブでの生活が楽しく、快適になるような取り組みを行っている
- 6-4-5 子どもが日々の生活を円滑に過ごせるよう、学校等と密に連携を図っている
- 6-4-6 子どもがおやつを楽しめるよう援助している
- 6-4-7 子どもが心身の健康を維持できるよう援助している
- 6-4-8 保護者が安心して子育てをすることができるよう支援を行っている
- 6-4-9 地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている

【 解説 】

このサブカテゴリーは、サービスを利用している子どもの特性をどのように考慮してサービスを提供しているのか、実施しているサービス内容の効果をあげるために、学童クラブとしてどのように工夫しているかなど、実際に提供しているサービスの内容を評価する項目です。

ここでは特に、それぞれの学童クラブの特徴が現れると考えられますが、どの学童クラブにおいても、サービス提供の基本は、利用者本位です。その基本に留意して評価を行うことが重要です。

なお、利用者本位のサービスという視点から考えると、実際にサービスを受ける子どもや保護者の意向や生活習慣等を尊重することが考えられますが、その一方で健康管理・健全育成等の場面において、子どもや保護者の意向と提供するサービスとが相反する場合があることも否めません。そのような場合においても、学童クラブが子どもや保護者に対し、どう向き合っていくのかという姿勢が大切であるといえます。

また設備面（ハード面）の新しさや古さ、設備・備品の整備状況のみに着目するのではなく、たとえ設備が古くても、それを補うために学童クラブでどのように工夫し、取り組んでいるのかということの評価します。

■評価項目6-4-1

「子ども一人ひとりの発達の状態に応じて援助している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、日常的な関わりの中で、子どもの発達を援助する観点から職員が特に配慮すべき事項に関する学童クラブの取り組みについて評価します。

学童クラブでの生活は基本的に集団生活ですが、子ども一人ひとりの自主性を尊重し、状況に応じた援助が重要となります。また、年齢や発達の状況が異なる子どもが共に過ごす学童クラブにおいて子ども同士がお互いを認め合い、尊重し合えるよう、子ども同士の関係性作りやコミュニケーションに対する援助や配慮が必要です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 発達の過程や生活環境などにより、子ども一人ひとりの全体的な姿を把握したうえで援助している	・ 日常の援助を行ううえで、『子ども一人ひとりの現状（発達過程や生活環境等）』を『どのような方法で把握』し、それに『配慮した援助』を『実施しているか』を確認する。
□2. 子ども同士が年齢や文化・習慣の違いなどを認め、お互いを尊重しながら協力し合い、関係を豊かに作り出せるよう援助している	『子どもの年齢、文化、生活習慣や考え方等の違い』に気づいて、『お互いを尊重し協力し合える子ども同士の関係性を築けるよう』、『どのような援助をしているか』を確認する。
□3. 発達の過程で生じる子ども同士のトラブル（けんか等）に対し、子どもの意見に耳を傾け、感情の高ぶりを和らげること等ができるよう援助している	・ 発達の過程で生じる『子ども同士のトラブル』に対して、『子どもの意見に耳を傾け』たうえで、『葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるよう』、『どのような援助をしているか』を確認する。
□4. 障害のある子ども(発達面で特に配慮が必要な子どもを含む)が、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう援助している	・ 『障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）』に対して、他の子どもとの生活を通して『特性に応じた援助を行っているか』を確認する。

【 留意点 】

- 子どもを受容していくためには、家庭環境や発達の個人差を踏まえ子ども一人ひとりの違いを把握しておくことが重要です。
- 職員は、学童クラブにおける休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等を含む子どもの生活全般を通して子どもの示す行動の意味を理解し、家庭や学校、地域社会及びそれを取り巻く文化的・社会的状況の変化を踏まえながら、子どもの発達について大局的な見通しを持って子ども同士の関係性作りやコミュニケーションの援助を行っていくことが大切です。
- けんかを解決することのみを優先させるのではなく、お互いの思いを受け止めたうえで、子どもの発達の状況等にも配慮して援助することが重要です。また、子ども同士のけんかの対応について

は、さらなるトラブルを回避するため、けんかの当事者以外の子どもへの対応にも留意が必要です。

- 職員は、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重することが大切です。
日頃から子どもの意見に耳を傾けるよう努めるとともに、言語化されていない子どもの思いや感情にも気付けるように努力することで、子どもが悩みや相談事も話せるような信頼関係を築いていくことが大切です。
- 障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）が安全に安心して放課後の時間を過ごし、学童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、子どもの特性に応じた援助や環境整備を心掛け、丁寧に関わるすることが大切です。

■評価項目 6－4－2

「日常の援助を通して、子ども一人ひとりの生活や遊びと集団全体の生活が豊かに展開されるよう工夫している」

【 評価項目のねらい 】

学童クラブは年齢や発達の状況が異なる子どもが集団生活を営む場であるため、個々の生活や遊びのみならず、子ども同士が関わり合うことで互いに影響し、学び合って集団全体の生活が豊かに展開されることを目的とした取り組みを実施しているかということについて評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 子どもの自主性、自発性を尊重し、発達段階にふさわしい遊びと生活を送ることができるよう環境を工夫している	・『子どもの自主性・自発性』を『どのようにとらえ』、『年齢や発達の段階に応じた遊びや生活ができるよう環境の工夫をどのように行っているか』について確認する。 ・自由遊びの時間帯などで、子どもが自ら様々なものに関わったり、ゆったりと過ごすことができるようにするための工夫について確認する。
□ 2. 子どもが集団活動に主体的に関われるよう、援助している	・集団の中で子どもが関わり合えるよう『どのような援助を行っているか』を確認する。
□ 3. 生活や遊びを通して日常生活に必要となる基本的生活習慣を習得できるよう、援助している	・生活や遊びを通して、子どもが『健康や衛生に関すること、持ち物管理、整理整頓、集団での活動の分担やきまりごとなど』について、『その必要性を子ども自身が納得し、取り組みやすい環境の中で身に付けていけるように工夫しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 学童クラブが日常の援助で大切にしていることは、育成支援の目標や計画との整合性・関連性をみながら確認します。
- 年齢や発達の状況その時々々の心身の状態にも応じて、子ども自身が遊びを自由に選択できるような環境を整えるなど、子どもが学童クラブで自己を十分に発揮し、児童期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、日常の関わりが工夫されることが重要です。
- 標準項目2の「集団活動」については、学童クラブで活動することを集団活動として捉え、年齢や発達が異なる子どもの集団活動の中で子ども同士が関わり合うことで互いに影響し、学び合っよい影響を与え合えるよう、集団全体の生活が豊かになるような日常の活動の工夫がされているかということに着目します。（学童クラブでは、それぞれの子どもの一人で過ごすこともあれば、小集団でごっこ遊びや、大勢でドッチボールなどをしたりして過ごす（遊ぶ）こともあります。また、数人で始めたお店屋さんごっこやお化け屋敷が子ども全体に広がっていくことがあります。こうした活動は、子ども達が主体的に作っていく活動として、職員が主導して計画的につくりあげる行事とは異なるものです。このような子どもの声が反映される活動が成立するためには、子どもが主体者として尊重される生活になっていることが必要です。）
- 標準項目3の「基本的生活習慣」については、健康や衛生に関すること（手洗い、うがい、衣服

の着脱等)、子どもの日常生活に関すること(持ち物の管理、片付け、整理整頓等)、学童クラブでの生活に関すること(集団生活を維持するための活動を分担・協力して取り組むこと等)などが挙げられますが、学童クラブとして子どもが学童クラブでの生活を通して習得する基本的な生活習慣にどのようなものがあると考えているのかということについても着目します。

■評価項目6-4-3

「日常の活動に変化と潤いを持たせるよう、行事等を実施している」

【 評価項目のねらい 】

この項目は、日常の活動に変化と潤いを与えるために行われる、行事等の取り組みについて、学童クラブとしてどのような考え方にに基づき実施しているかということを評価します。

行事の多様性・大小・多少を評価するのではなく、学童クラブの行事等に対する考え方やその実践が明らかになるようにすることが大切です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 行事等の実施にあたり、子どもが興味や関心を持ち、自ら進んで取り組めるよう工夫している	・行事等に子どもが『興味や関心を持ち、自ら進んで取り組むことができる』よう、『工夫し、実施しているか』を確認する。
□2. 子ども同士が意見を出し合いながら企画や活動をつくり上げていく機会を設けている	・『子ども同士が意見を出し合いながら』『企画や活動をつくり上げていくような機会を設けるなどの工夫をしているか』を確認する。
□3. 子どもが意欲的に行事等に取り組めるよう、行事等の準備・実施にあたり、保護者の理解や協力を得るための工夫をしている	・行事等の準備・実施にあたり、『子どもの意欲を引き出す』という観点から、『保護者の理解や協力を得る』ために、学童クラブとして『どのように考え』『保護者への働きかけを工夫しているか』を確認する。 ・保護者の理解や協力を得る際に、保護者の個別事情に対し、どのように配慮しているか確認する。

【 留意点 】

- 特別な活動や行事などは、援助の一環として子ども自身の満足感や主体性が尊重されるようにすることが必要です。
- 活動の企画・実施の過程においては、子どもの状況を把握して、一人ひとりが無理なく参加できる活動となるように工夫することが大切です。
- 行事開催において、子どもが意欲的に行事に取り組むためには、保護者が行事に協力することが重要です。保護者一人ひとりの状況に配慮しつつも、どのように働きかけているかということに着目します。

■評価項目 6－4－4

「子どもの主体性を尊重し、学童クラブでの生活が楽しく、快適になるような取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

学童クラブが「遊び等の活動拠点」と「生活の場」として、放課後の子どもの生活のリズムを作り、子どもが安心して、楽しく、快適に活動できるような環境を整えているかということを評価します。

また、自ら進んで通い続けることができるように、様々な出来事や気持ちの揺れが起きた場合の対応や、学童クラブでの生活を楽しく安全で快適なものにするための学童クラブの取り組みを評価します。

学校の長期休業期間（春・夏・冬休み）は、長時間を学童クラブで過ごすことから、長期休業期間ならではの過ごし方についてどのような工夫をしているかということも評価の視点として大切です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 子どもが自ら進んで学童クラブに通い続けられるよう援助している	・学童クラブが子どもにとって行きたいと思える場所になるように『どのような工夫や取り組みをしているか』を確認する。 ・『子どもが自ら進んで学童クラブに通い続けられるよう』に、例えば、学童クラブを欠席がちになったり、辞めたいと申し出があった時など、『子どもが学童クラブに通いたがらない時』に『どのような援助をしているか』を確認する
□2. 共通する生活時間の区切りをつくり、子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるよう援助している	・子どもが学童クラブで『見通しを持って過ごせる』ようにするために『どのような工夫をしているか』を確認する。 ・『年齢や発達の異なる子どもが共に過ごすことを考慮した生活時間の区切りを作っているか』を確認する。
□3. 子どもが安心して活動できるよう、状況に応じて室内の環境を工夫している	・『子どもが安心して活動できる環境・空間を学童クラブとしてどのように考え』、子どもにとって『安全かつ快適な空間となるように配慮しているか』、『安全な環境を整える』ために『どのような取り組みをしているか』を確認する。
□4.【「新・放課後子ども総合プラン」 「都型学童クラブ実施要綱」に基づき放課後子供教室と一体型で実施、または連携して実施する場合】 子どもが放課後子供教室の活動プログラムに参加しやすいように連携を取りながら援助している	・『学童クラブの子どもが放課後子供教室に参加しやすいものとなるよう』、『どのような連携をしているか』を確認する。

【 留意点 】

- 学童クラブでは、学年ごとの下校時刻や、学校行事による子ども達の様子の変化を考慮して、無理のない過ごし方となるよう配慮することは大切です。室内遊びや屋外遊び、おやつ、自主的な学習活動等、遊びや活動内容ごとでおおまかに生活時間を区切るとともに、何をするのが分かりやすい環境設定にするなど、子どもにとって学童クラブでの過ごし方が簡潔で分かりやすく、共通理解ができ、生活の見通しをもって主体的に過ごせるように工夫しているか（壁にスケジュールを掲示するだけでなく学習時間には子どもが静かに落ち着けるよう室内の机の配置を変えるなど）についても着目します。
- 学童クラブは衛生及び安全が確保された手洗い場、台所設備、トイレ等のほかに、おやつや食事、自主的な学習活動を落ち着いてできるスペースや設備、団らんや休息等のためのゆったりとくつろげるスペース、体調の悪い時等に静養できるスペース等を確保することが求められます。また、子ども一人ひとりの生活の場であることを踏まえて、個々に専用のロッカー（持ち物置き場）や下駄箱を設置することも必要です。
- 学童クラブで子どもが心地よく過ごせるように、換気や採光に配慮し、室温や湿度、明るさ等が適切に保たれた快適な環境となるようにすることが求められます。また、壁面の掲示や装飾は生活の変化や節目に応じたものとし、子どもから見やすく整頓された状態を保つようにしているかについても着目します。
- 来所時には、職員から声をかけるなど、子どもが安心できるように迎え入れ、その際の子どもの会話や表情等に気を配ることは、その日の子どもの様子を把握するうえでとても大切です。また、子どもの心身の変化に気づき細やかに対応するためには、保護者、学校との密接な連携を図ることも必要です。
- 事前に予定されている場合以外の欠席の理由の中には、子どもが学童クラブに行きたがらない、学童クラブでの子ども同士のトラブル等が含まれている場合もあります。保護者からこのような欠席の連絡を受けた際には、子どもや保護者から丁寧に事情を聞き、解決に向けて真摯に取り組むことが求められています。
- 標準項目4の「放課後子供教室」とは、区市町村（教育委員会）が実施主体となり、放課後や週末等に、小学校の余裕教室や校庭、体育館等を使って地域の人たちとの協力により行う小学生の自由遊びや学習活動（宿題等）、体験活動です。放課後子供教室を実施する学校に通っている児童を対象としています。国及び都は、「新・放課後子ども総合プラン」において、学童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進しています。

■評価項目 6－4－5

「子どもが日々の生活を円滑に過ごせるよう、学校等と密に連携を図っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目は、子どもの生活の連続性を保障するために、学校や地域の関係機関との連携について学童クラブの考え方やその実践・工夫について評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 子どもが学童クラブでの生活を円滑に過ごせるよう、学校との情報交換や情報共有等密に連携して援助している	・子どもが学童クラブで放課後の生活を円滑に過ごせるよう、『どのように学校と情報交換や情報共有を行っているか』を確認します。
□ 2. 不登校など課題を抱える子どもについて、学校と密に情報共有しながら子どもの気持ちに配慮して援助している	・子どもが学校生活での不安や課題（不登校、不登校傾向、いじめ）を抱えている場合やそのような課題が生じた子どもについて、学童クラブとして、公開授業や学校行事への参加、学校と学童クラブの担当者同士が面談する機会を設けるなど『学校での子どもの様子を知る機会』を設けたり、『密に情報を共有できるしくみ』を確認します。
□ 3. 障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）や養育環境で特に配慮が必要な子どもの援助にあたっては、関係機関（教育機関、福祉関係機関、医療機関等）と連携をとって行っている	・障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）や養育環境で特に配慮が必要な子ども一人ひとりに必要な支援を行うために、『どのような関係機関』と、『どのような連携を行っているか』を確認する。

【 留意点 】

- 子どもの安全や生活の連続性を保障するために、毎日の子どもの下校時刻や学校の行事等の予定について日頃から定期的に学校と情報交換し、学校から学童クラブまでの子どもが通う経路や学童クラブからの帰宅経路における緊急時の連絡方法、災害や感染症発生時等の緊急時対応に関する連絡・協力等についても、迅速に協力できる体制を築いておく必要があります。なお、災害や感染症発生時等の緊急時対応については、「カテゴリー4. リスクマネジメント サブカテゴリー1. 事業所としてリスクマネジメントに取り組んでいる」との関連を考慮し、実施する必要があります。
- 学校との情報連携にあたり、個人情報の保護についてあらかじめ学校と取り決めを行い、保護者の同意を得ておく必要があります。
- 学校の体育館や校庭等を利用した屋外の遊びの場の確保については、「評価項目9 地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている」で確認します。
- 障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）の援助の内容を向上させるためには、定期的あるいは必要に応じて、地域の障害のある子どもを支援する児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所等への相談や、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専

門員整備等の活用等、参考となる援助の方法を学ぶ機会をつくるなどの取り組みにも着目します。保護者の意向に配慮しながら、障害児相談支援事業所等と連携、協力して、個別的な計画の内容を検討するなど、援助のあり方を考えていくことも大切です。

- 障害のある子ども（発達面で特に配慮が必要な子どもを含む）に関する関係機関は、学校、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、障害児相談支援事業所、医療機関等が想定されます。
- 養育環境等で特に配慮が必要な子ども（生活困窮家庭、被虐待児など）に関する関係機関は、学校、子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、保健・医療機関等が想定されます。

■評価項目 6－4－6

「子どもがおやつを楽しめるよう援助している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、学童クラブで提供するおやつに関する取り組み内容を評価します。

おやつは補食としての役割もあることから、おやつの提供にあたっては、子どもの来所時間や夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫することが大切です。

おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにすることも大切です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 子どもが楽しく、落ち着いておやつをとれるような雰囲気作りに配慮している	・『おやつをとる最適な環境』について、『学童クラブとしてどのように考えているか』、また、それを『実践するための工夫や配慮を行っているか』を確認する。
□2. 子どもの来所時間や夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等に工夫を凝らしている	・子どもの来所時間や夕食の時間、遊びや生活の流れ、子ども達の状態等を考慮し、『おやつを提供する時間や内容、量等を考えているか』を確認する。 ・行事にちなんだおやつや季節感のあるおやつなど、『おやつを楽しむ工夫をしているか』を確認する。
□3. 子どもの食物アレルギーの状況に応じたおやつを提供している	・食物アレルギーに対し、『どのようにおやつの工夫をしているか』を確認する。

【 留意点 】

- ゆったりとした雰囲気仲間とともにおやつを楽しむことは、子どもにとって生活の場である学童クラブにおいてとても大切なことです。
- 学童クラブへの受入れ時には、すべての子どものアレルギーの有無を利用開始前までに調査する必要があります。
- 食物アレルギーのある子どもへのおやつの提供については、それぞれの学童クラブの設備や職員体制を踏まえて「代替食を提供する」「おやつを持参してもらう」等の対応方針を定めたうえで、個々の子どもについての対応と配慮すべき事項について、保護者と相談して決めていくことが必要です。
- 保護者の同意を得たうえで、学童クラブで一緒に生活するほかの子どもにも、食物アレルギーやおやつを食べる際の注意点等について丁寧に説明し、理解や協力を求める必要があります。なお、子どもの食物アレルギーの状況は変化する場合があるため、定期的に食物アレルギーの状況や配慮事項を保護者と確かめ合うこととしているかということにも着目します。
- 食物アレルギーについて、自己注射薬である「エピペン®」の使用方法を含めた対応方法等に関する基本的な事項について継続的に学び、緊急時対応のマニュアル等を整備して全職員に周知を徹底し、子ども本人・保護者と共有しておくことが必要です。

- 子どもがおやつの準備等を職員と一緒にやる場合は、子どもも手洗い等を徹底し、食品の衛生管理とともに、使用する布きんやまな板等も消毒し、乾燥させるなどして食中毒対策をすることが必要です。
- 土曜日や長期休業期間中の食事の時間についても、楽しい時間となるような環境設定としているかということについても着目します。

■評価項目6-4-7

「子どもが心身の健康を維持できるよう援助している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもの個別状況に応じて心身の健康を維持する援助を実施しているかどうかを評価します。子どもへの直接的な働きかけはもちろん、医療機関等の専門機関や、保護者との連携も大切です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 子どもが自分の健康や安全に関心を持ち、病気やけがを予防・防止できるよう援助している	・『子どもの病気やけがを予防・防止するため』、『子どもが自分の健康や安全に関心を持てるよう』、子どもの発達の状態に応じて、『学童クラブとしてどのように考え』、『取り組みを実施しているか』を確認する。 ・年齢や発達に応じて、子どもの行動範囲や活動形態が変化することにも配慮して確認する。
□2. 医療的ケアが必要な子ども等に、専門機関等との連携に基づく対応をしている	・『一人ひとりの健康状態を把握』し、『医療的なケア（通院等）が必要な子どもや、慢性疾患を有する子どもへの対応方法』を『必要なケアに応じた専門機関と連携』し、『個別に検討』され、『対応できる体制』を『どのように整えているか』を確認する。 ・事例がない場合には、『事例が発生した場合、どのような対応が想定されているか』を確認する。

【 留意点 】

- 子どもの健康を維持するためには、子どもが自らの健康や安全に関心を持ち、病気やけがの予防・防止に繋げていけるよう、学童クラブとして働きかけていくことが大切です。子どもの年齢や発達の状態、また季節や活動場所などに応じて、学童クラブとしてどのような取り組みをしているかということに着目します。
- 想定される危険の内容によっては、安全を確保するための行動のあり方について子ども自身が学ぶ機会を設けることも大切です。
- 個別状況に応じて子どものかかりつけ医等との必要に応じた健康管理及び連携などにも着目します。

■評価項目 6－4－8

「保護者が安心して子育てをすることができるよう支援を行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、保護者が安心して子育てをすることができるようにするための学童クラブの保護者支援について評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 保護者には、子育てや就労等の個々の事情に配慮して支援を行っている	・学童クラブの都合だけではなく、『保護者個々の事情を把握』し、『保護者の立場に立った対応』を『学童クラブとしてどのように考え』、『実施しているか』を確認する。
□ 2. 保護者同士が交流できる機会を設けている	・『保護者同士が交流できる機会』を『学童クラブとしてどのように考え』、『交流の機会を提供しているか』を確認する。
□ 3. 保護者と職員の信頼関係が深まるような取り組みをしている	・保護者に対する支援の基本となる『保護者と職員の信頼関係』を築くために、『どのような工夫をしているか』を確認する。
□ 4. 子どもの様子や発達の状況について、保護者との共通認識を得る取り組みを行っている	・『子どもの様子や発達の状況に関して』、『保護者と学童クラブが共通認識を得るための取り組み』を『どのように検討』し、『実施しているか』を確認する。 ・懇談会、勉強会の開催や、掲示物の活用、おたよりの配付など、学童クラブが行う取り組みについて幅広く確認する。
□ 5. 子どもの出欠席の確認など、保護者と協力して安全を確保する取り組みを行っている	・子どもの出欠席を事前に把握し、変更や予定外の出欠席があった場合は、『速やかに状況を把握』して『適切に対応しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 職員は、学童クラブにおける子どもの様子を保護者に伝えるなど、日々の保護者とのやりとりにおいては誠実に対応し、保護者に安心感を与え、信頼関係を築くように努めることが大切です。
- 学童クラブでの過ごし方や生活時間の区切り等について、保護者にも伝えて理解を得るためには、年度の初めに伝えるだけでなく、新学期（特に1年生の過ごし方等）、夏休み等、過ごし方や生活時間の区切り方が変わるとに通信や保護者会等を活用して丁寧に伝えることが大切です。
- 保護者からの連絡帳への記載の有無に関わらず、共に子どもの成長を考える観点から、継続的に子どもの様子を伝えていくことが重要です。
- 学童クラブでの子どもの様子や必要な事項を定期的かつ同時に伝える方法や機会として、通信や保護者会等もあります。それぞれの方法の特徴を理解し、複数の方法や機会を組み合わせる保護者に必要な情報を伝えているかということに着目します。

■評価項目 6－4－9

「地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもが地域の一員として生活する機会を学童クラブがどのように作り出し、援助しているのかということを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 地域資源を活用し、子どもが多様な体験や交流ができるような機会を確保している	・『子どもの発達の状態や状況を考慮』して『地域のさまざまな資源（学校、公園、児童館等）を把握し』『学童クラブとしてどのように活用、連携しているか』を確認する。
□ 2. 学童クラブの行事に地域の人々の参加を呼び掛けたり、地域の行事に参加する等、子どもが地域の子どもや大人と交流できる機会を確保している	・子どもが『学童クラブの子どもや職員以外の人』と『交流する機会』を『学童クラブとしてどのように活用、連携しているか』を確認する。 ・地域との友好的な関係作りのためにどのような取り組みをしているかを確認する。

【 留意点 】

- 学童クラブの屋外の遊びの場の確保については、学童クラブの設置場所が多様であり、活用できる資源も各学童クラブによって状況が異なることを踏まえたうえで、学校、公園や児童遊園、児童館、図書館等地域の公共施設等と連携し、それらを積極的に活用しているかということにも着目します。
- 地域の様々な人々との交流を通して、地域の文化等に触れるなど、様々な体験を積むことによって、学童クラブに新しい遊びや多様な活動を取り入れる工夫をすることも大切です。
- 学童クラブの行事に地域の人々を招待したり、職員や子どもが地域の行事や他の関係機関が主催する行事に参加したりするなどの交流を通じて、地域から学童クラブの存在やその役割が認知され、親しみを持ってもらえるように努めることが大切です。
- 地域資源は、当該学童クラブが所在する区市町村内の資源に限りません。また、オンラインを活用した体験交流など様々な方法があります。

サブカテゴリー5. プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重

評価項目

6-5-1 子どものプライバシー保護を徹底している

6-5-2 サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、子どもの意思を尊重している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、福祉サービス提供をするうえで基本となる、子どものプライバシーの保護、いじめや暴力防止等も含めた子どもの意思の尊重に焦点をあて、個人の尊厳が尊重されているかということについて評価します。

子どもの最善の利益の考慮のもと、子どもの人権（社会において幸せな生活を送るためにどうしても必要で、人間として当然に持っている権利）や自由を尊重した、質の高いサービス提供が求められています。

■評価項目 6-5-1

「子どものプライバシー保護を徹底している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービス提供等を通じて触れる、子どものプライバシーの保護についてどのような取り決めがあるのか、また子どものプライバシーを学童クラブとして組織的に遵守しているか等を評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.子どもに関する情報（事項）を外部とやりとりする必要が生じた場合には、保護者の同意を得るようにしている	・ 外部への子どもに関する情報（事項）の照会等、『日常の業務の中で必要な個人情報の取り扱い（他機関への照会等）の際の基本ルール』を『どのように定め』『実施しているか』を確認する。また『保護者への十分な説明』と『同意を得ているか』を確認する。
□ 2.子どものプライバシーに配慮して援助している	・ 日常の援助の際に触れる機会の多い『子どものプライバシー』を『どのように考え』『保護しているか』、『子どものプライバシーに関する基本的考え方』と『どのような配慮をして』『援助しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 学童クラブのサービスの提供は、極めて個別性が高いものであり、サービス提供にあたっては個人のさまざまな情報を収集するため、子どもや保護者の個人情報の管理や適正な運用が必須であり、適切な援助を行うための外部への照会や他機関との連携の際も、保護者の同意を基本とすることが求められています。
- サービス提供の過程でプライバシー保護の重要性をどのように認識し、業務を通じて触れる個人のプライバシー保護を徹底するしくみを、組織としてどのように作り上げているかということに着目します。
- 介助の必要性がある場合は同性介助を原則としているかなど、羞恥心に配慮しているかということについても、プライバシーや尊厳の尊重において大切です。

■評価項目6-5-2

「サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、子どもの意思を尊重している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービス提供の際に、子どもの権利を尊重し、一人ひとりの意向や価値観等を大切に学童クラブでの生活が営めるように努めているかどうかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 日常の援助の中で子ども一人ひとりを尊重している	・『子ども一人ひとりを尊重する援助』という考え方が『学童クラブとして統一され』『子供が意見を述べやすいよう配慮したうえで援助しているか』を確認する。
□2. 子どもと保護者の価値観や生活習慣に配慮して援助している	・『子どものこれまでの生活の中で培われた個人の思想・信条や生活習慣等を理解』し、そのうえで『子どもの言動をどのように受けとめ、援助しているか』を確認する。
□3. 学童クラブ内の子ども間の暴力・いじめ等が行われることのないよう組織的に予防・再発防止を徹底している	・学童クラブという共同生活空間において、『子ども同士の暴力やいじめ等を防止するため』『組織としての取り組み（再発防止を含む）を検討』し、『対応しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 子どもや保護者に対する日常的な関わりの中で、子どもの権利を侵害しないことだけではなく、積極的に個人の尊厳を尊重する関わり方が求められています。
- 子どもに影響のある事柄については、子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要があります。そのためには、職員は普段から子どもとの信頼関係を築けるように努めることが求められます。
- いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる子どもが在籍する学校への通報その他の適切な措置をとっているかということについても着目します。通報後、学校からいじめを受けている子どもの見守り等を依頼されることも考えられますが、その際は、学校との連携を図りながら対応することが重要です。
- 子どもの権利擁護については、「カテゴリ3. 経営における社会的責任 サブカテゴリ2. 利用者の権利擁護のために、組織的な取り組みを行っている」との関連を考慮し、実施する必要があります。

サブカテゴリー6. 事業所業務の標準化

評価項目

6-6-1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている

6-6-2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている

【 解説 】

このサブカテゴリーは、業務を推進するうえで、職員による対応のバラつきを平準化するなど、事業所として常に一定レベルのサービス水準を確保するために実施している取り組みを評価する項目です。

「一定レベルのサービス水準の確保」は、一律画一的なサービスを提供することをめざすものではありません。対人援助を基本とする福祉サービスには、定型化になじみ難い業務も多くありますが、サービスの基本となる事項や手順を明確にし、一定の基準に基づいてサービスを提供することにより、安定した質の高いサービスをめざすことが可能になります。基本事項が標準化されない中での個別対応は、バラつきや安定性を欠くことに繋がりがねません。

なお、学童クラブの実態を考えると、正職員が1人しか配置されていないなど様々な状況もありますが、この場合でも職員の異動等を考慮し、業務の基本事項の確認や、研修等を通じて、継続的・安定的な支援体制の確立をどのように進めているのかということを評価します。

■評価項目 6－6－1

「手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、職員が提供するサービス内容の一定水準を確保するため、業務内容の基準等を明文化する手段として作成されている手引書等に関する評価をします。

「手引書」や「マニュアル」に対しては、「個別対応を求められる福祉サービスには不要なもの」「画一的なマニュアルではサービスの標準化はできない」との見解も一部には見受けられますが、この項目では、「手引書」や「マニュアル」という一つの手段を活用し、どのようにサービス水準を明確にし、業務の標準化・普遍化に取り組んでいるかということに重点をおいて評価することが重要です。

ここでの標準化は、いわゆる対人援助の手順のみをさすものではなく、学童クラブが提供するサービスを構成するあらゆる要素を含みます。従って、安全管理、プライバシー保護、緊急時の連絡体制などを含めた業務全体の標準化について評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.手引書(基準書、手順書、マニュアル)等で、事業所が提供しているサービスの基本事項や手順等を明確にしている	・職員が、学童クラブでの『日常業務を行う際に必要な基本事項、実施手順、留意点等』を『学童クラブとして定め』、『文書や図表等により明確に示しているか』を確認する。
□2. 提供しているサービスが定められた基本事項や手順等に沿っているかどうか定期的に点検・見直しをしている	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』を、『実施しているか』について『日常的な業務点検等で状況を把握し、必要に応じて見直しをしているか』を確認する。
□3.職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』が、『組織内に浸透』し、実践に活かされるよう、『手引書等を日常的に活用しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 「手引書」の形態は多様であり、必ずしも冊子形式をとっていない場合もあります。形式にとらわれず、標準化のために用いられるツールとなっているかということを確認する必要があります。
- 「申し送りの際に話すポイント」や「ケース記録に記入すべき事項」をまとめたものなども「手引書」と考えられます。「手引書」は、必ずしも非熟練者の指南書や単純労働の機械的な手順書とは限らず、「不測の事態に対処するため、日常的に備えておくべき視点」や「よりよいサービスを提供するために、事業者が蓄積した実践の核となるポイントをまとめたもの」と捉えることができます。
- 「その場に応じた適応能力を持つ職員を育てるために、極力マニュアル化をしない」など事業者の方針がある場合には、サービスの標準化を図るために、どのような対応策を講じているのかということについて確認する必要があります。

■評価項目 6－6－2

「サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、学童クラブの業務水準を見直すしくみの確立について評価をします。

求められる水準は、保護者の要請や子どもの状態の変化、社会情勢や業界水準の変化等によって適宜変動するものであり、より適切な状態になるよう継続的に点検をすることが必要です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.提供しているサービスの基本事項や手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている	・組織として定めた『実施手順等は改変の必要性』を『考察』したうえで、『更新の頻度や見直し基準等』を『明確に定めているか』を確認する。
□2.提供しているサービスの基本事項や手順等の見直しにあたり、職員や子ども・保護者等からの意見や提案を反映するようにしている	・定められた『実施手順等を改定する際』に、『職員や保護者等の意見を取り入れるしくみ』を『定めているか』。また『どのように取り組み』その『結果を反映しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 手引書等の改訂にどの程度職員や保護者等の意見が取り入れられているかなど、見直しのプロセスも確認する必要があります。